

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「個人の記憶の永続化・意思の再現・個人の価値の最大・永続化により自律社会の実現を加速させるパーソナル人工知能」の開発を目指し、「ラボーロからオペラへ」と「私たちの存在を永遠にする」の2つをミッションに掲げ、創業より一貫して「P.A.I.」（パーソナル人工知能）の研究開発を行っております。P.A.I.とは、私たち自身の意思をデジタル化し、それをクラウド上に配置してあらゆるデジタル作業をそのクローンにさせることを目的としたAIであり、当社グループは、全ての人が自分のAIを持つことによって、労働（ラボーロ）から解放され、アーティスティックな営み（オペラ）に没頭することができる世界を実現することを目指しています。

これらのミッション及び経営理念のもとに、様々なステークホルダーに適切かつ公平に応えるべく、継続的な成長と企業価値の最大化を図りつつコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めていくことを重要な経営課題と位置づけ、適正かつ効率的な経営活動に取組みながら、コーポレート・ガバナンスの一層の充実・強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
米倉 千貴	6,000,000	17.29
Vertex Growth Fund II Pte. Ltd.	2,707,200	7.80
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	2,443,300	7.04
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	2,057,600	5.93
SBI Ventures Two株式会社	1,376,100	3.97
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合	1,100,000	3.17
SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合	825,800	2.38
Dawn Capital1号投資事業有限責任組合	825,600	2.38
イーストベンチャーズ2号投資事業有限責任組合	709,600	2.05
S M B C 日興証券株式会社	667,200	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

上記大株主の状況は、2024年12月31日現在の株主名簿に基づき更新しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	10年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤田 豪	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 豪		社外取締役藤田豪氏は、当社の役員就任以前に主要株主であるジャフコSV4共有投資事業有限責任組合に投資助言を行うジャフコグループ株式会社(以下、同社)の中部支社長であり、当社の社外取締役として就任していましたが、同社の退職と同時に当社役員を退任していません。	会社経営者及び複数の会社の社外役員等としての長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で提言をいただくため、選任しております。また、当社との間に、特別な利害関係は存在しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は定期的に意見交換等を行っており、監査計画および監査結果等につき共有し、監査機能の有効性及び効率性を高めるため、相互に連携の強化に努めております。
 具体的には、監査役、会計監査人、内部監査部門が出席するミーティングを少なくとも四半期に一度、実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福島 泰三	公認会計士													
藤井 雅樹	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

福島 泰三	-	公認会計士としての豊富な経験と高い見識及び他社において監査役等を歴任された経験を当社における監査に活かしていただけると判断したため、選任しております。 また、当社との間に、特別な利害関係は存在しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないと判断し、独立役員として指定しております。
藤井 雅樹	-	弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社における監査に活かしていただけると判断したため、選任しております。 また、当社との間に、特別な利害関係は存在しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績及び企業価値向上並びに株主重視の経営意識を高めるため、取締役についてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は開示しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、役員区分ごとの総額を有価証券届出書にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社は、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの年度報酬総額限度内で、役割、職務、これまでの報酬実績、経済環境及び業績等を勘案し、報酬を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートはコーポレート本部が実施しております。取締役会資料は、コーポレート本部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長米倉千貴が議長を務め、全ての取締役(日置友輔及び藤田豪)及び監査役(中野誠二、福島泰三及び藤井雅樹)で構成されております。原則として月1回開催される定時取締役会のほか、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び「取締役会規程」等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役中野誠二が議長を務め、全ての監査役(福島泰三及び藤井雅樹)で構成されております。原則として月1回開催し、法令、定款及び「監査役会規程」等に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定しております。なお、監査内容につきましては、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

c. 会計監査人

当社は、会計監査人として、監査法人シドールと監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

d. 内部監査担当

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する内部監査担当者が実施しており、2名を配置しております。なお、当社は小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部門は持たず、内部監査担当者は他部門を兼務しておりますが、自部門の内部監査には加わらず自己監査を回避する体制をとっております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認しております。

e. コンプライアンス推進委員会

当社では、コンプライアンス体制の基本として「コンプライアンス管理規程」を制定しております。代表取締役社長米倉千貴を委員長とし、全ての取締役(日置友輔及び藤田豪)及び監査役(中野誠二、福島泰三及び藤井雅樹)を委員とするコンプライアンス推進委員会を取締役会の直属機関として設置し、原則として四半期に1回会合を開催しております。

当社役職員のコンプライアンス遵守に係る取り組みの推進、コンプライアンス違反事項の調査等を行っております。

f. リスク管理委員会

当社では、リスク管理体制の基本として「リスク管理規程」を制定しております。代表取締役社長米倉千貴を委員長とし、全ての取締役(日置友輔及び藤田豪)及び監査役(中野誠二、福島泰三及び藤井雅樹)を委員とするリスク管理委員会を取締役会の直属機関として設置し、原則として四半期に1回会合を開催しております。

当社のリスク管理に関わる重要事項の調査・企画・立案を審議して取締役会に報告する他、当社役職員に対する教育・研修等、リスク管理に関わる取り組みの推進を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記の通り、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を行う役割としてリスク管理委員会及びコンプライアンス推進委員会を配置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査担当者を選任しており、これらの各組織が相互に連携することが業務執行の適正性確保に有効であるとの考え、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算であり株主総会は3月開催であるため、集中日を回避したものの日程となっていると考えております。また株主総会開催日については、より多くの株主が出席でき、株主の方々が十分に検討し確実に議決権を行使できるような日程を設定してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主名簿管理人が運営する議決権行使サイトにて、スマートフォンやパソコン等から議決権を行使できる環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(サマリー版)の英訳を作成し、TDnetや当社HPで公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、「情報開示の基準」「情報開示の方法」「インサイダー取引の未然防止」「業績予想および将来情報の取り扱い」「沈黙期間」「社内体制の整備について」からなるディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに公表しております。また、フェア・ディスクロージャー・ルールに則り、積極的かつ公正なIR活動を行うことを通じて、株主や投資家の皆様とのコミュニケーションの充実に努めてまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を開催する方針です。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算、通期決算発表後に決算説明動画を当社HPにて配信いたします。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後株主構成に占める海外投資家の比率を鑑み、海外投資家向けの説明会の開催を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社HP内にIRページを設置し、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、株主総会招集通知、株主総会資料をはじめ、ニュースリリースとして最新のトピックスを適時に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は、コーポレート本部を担当部署として実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は経営理念に基づき、社会の公器としての責任をもって、様々なステークホルダーを尊重し、取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行し、企業活動を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業の社会的責任を果たしつつ、持続可能な社会の構築に向け、当社の経営理念に基づき、お客様の業務効率化を実現し、デジタルトランスフォーメーションを支援するべく、当社のプロダクトを提供しております。また、当社のプロダクトを利用するお客様に対する「誠実な対応」「個人情報保護」等にも引き続き取り組んでまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社HP、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

- 取締役及び使用人(以下「取締役等」という)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「コンプライアンス管理規程」を取締役に周知徹底させる。
 - (2)「コンプライアンス管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題の管理や、取締役等に対してコンプライアンスに関する研修・意識共有等を行うことで、適法かつ公正な企業活動の推進を行う。また、重大な事項については、必要に応じて取締役会に報告を行う。
 - (3)組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「業務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
 - (4)「コンプライアンス通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報共有がなされる体制を構築する。内部通報窓口の存在の周知と、運用方法については「コンプライアンス管理規程」及び「内部通報規程」によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
 - (5)監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差し止めを請求する。
 - (6)内部監査人は各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。
 - (7)当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たないことを方針とするとともに、不当な要求等を受けた場合は警察等と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに、随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
 - (2)当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び役員職員の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。
 - (3)経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において中期経営計画を策定する。月次業績及び中期経営計画の進捗状況・推進結果は、定期的に、取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、取締役会において中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書(関連資料および電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という)に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」の定めるところによる。
 - (2)当社は「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。個人情報及び特定個人情報については、法令、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報保護取扱規程」に基づき厳重に管理する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会及びコンプライアンス推進委員会を設置し、当社の事業活動上の重大な危険、損害の恐れ(リスク)について、網羅的・体系的な管理を実施する。また、重大な事項については、必要に応じて取締役会に報告を行う。
 - (2)リスク情報等については各部門責任者にて取り纏めの上、リスク管理委員会及びコンプライアンス推進委員会に対して報告を行う。
 - (3)緊急事態が発生した場合には、代表取締役の指揮下に対応体制を取り、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を実施する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1)代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。
 - (2)財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
 - (3)財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役に報告する。

6. 監査役補助使用人の設置及び当該補助使用人に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これを設置する。
なお、専任の使用人の設置が困難な場合は、兼任の使用人を設置する。

7. 監査役補助使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項
 - (1)当社の監査役補助使用人は、監査役からの指示に基づき、必要となる調査、情報収集、会議への出席等を行うことができる。
 - (2)当社の監査役補助使用人は、他部門の業務を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従う。監査役補助使用人は、監査役補助業務については、専ら監査役の指揮命令に従う。
 - (3)当社の監査役補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意を得なければならない。

8. 監査役への報告に関する体制
 - (1)当社の取締役等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには随時その職務の執行状況その他に関する報告を行なうとともに、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに適切な報告を行う。
 - (2)当社の取締役等は、著しい損失や重大な法令・定款・社内規則/規程違反・不正行為の発生のおそれがあると認識した場合、当社の監査役に対して速やかに報告する。
 - (3)前号の監査役への報告を行った取締役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、当該報告をした者の保護を行う。

9. 監査役監査の実効性を確保するための体制

(1)取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。

当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項

当社の内部監査部門の活動概要

当社の内部統制に関する活動概要

コンプライアンス通報窓口の運用・通報の状況

(2)監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。

(3)監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

(4)監査役と内部監査人・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(5)監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

10. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社に対し、経営管理を行うとともに、「関係会社管理規程」に基づく各種報告を求める。

(2)子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底する。また、当社の監査役及び内部監査人が、子会社に対する監査を行う。

(3)子会社の損失の危険管理に関する規程その他の体制

子会社に対し、経営管理を行うとともに、当社の「関係会社管理規程」に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

(4)子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社に対し、「関係会社管理規程」に基づき、適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社グループ全体としての職務執行の効率化を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係を遮断し、法令等を遵守する企業として社会的責任を果たすこと、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶することを基本的な考え方として、以下のように反社会的勢力の排除体制を整備しています。

1. 当社における方針・基準等として「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署・顧問弁護士への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整えております。

2. 新規取引を行う際には、反社会的勢力に該当しないことの確認を行う等、反社会的勢力との取引を行わない体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

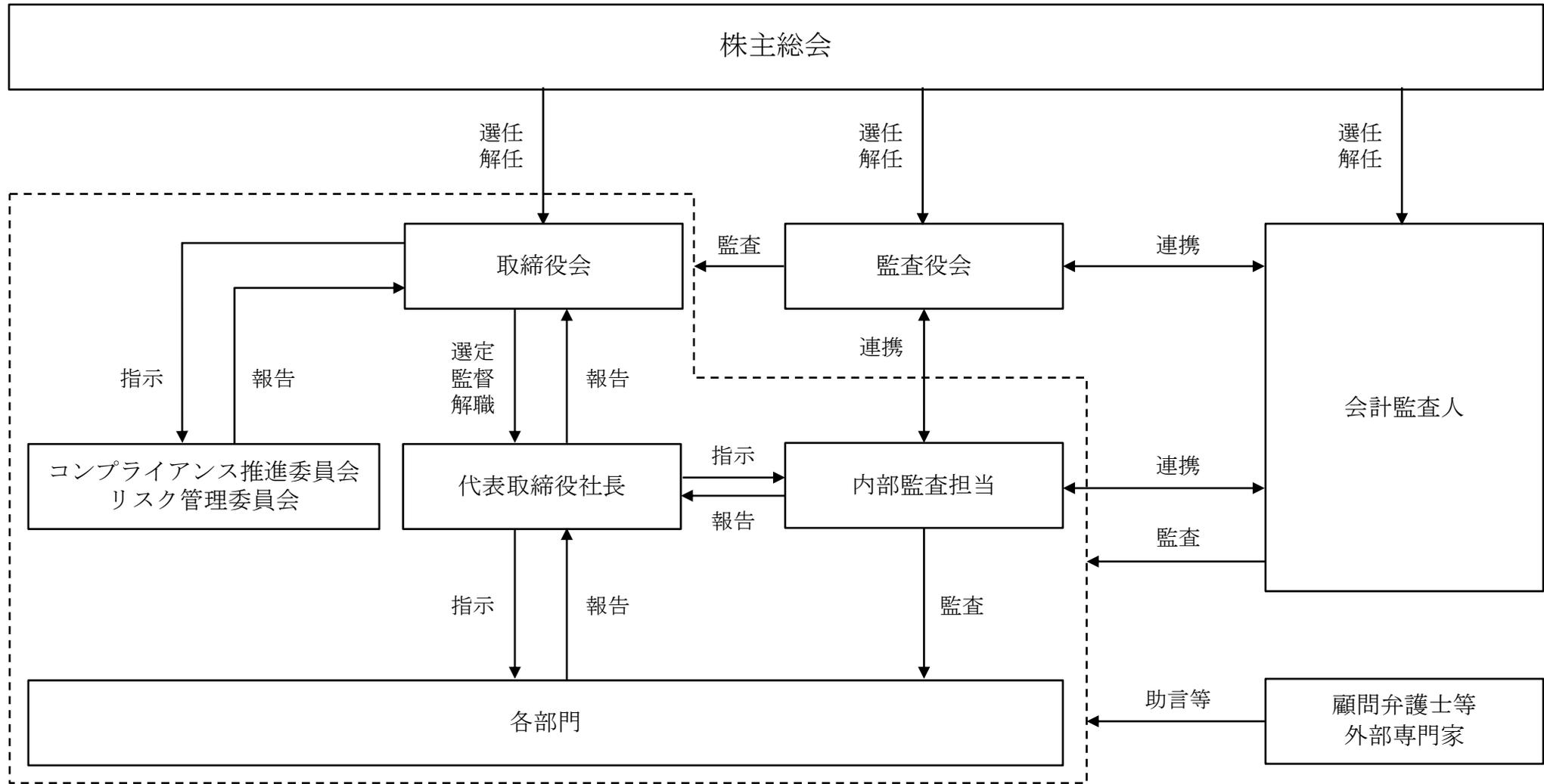
買収防衛策の導入の有無

なし

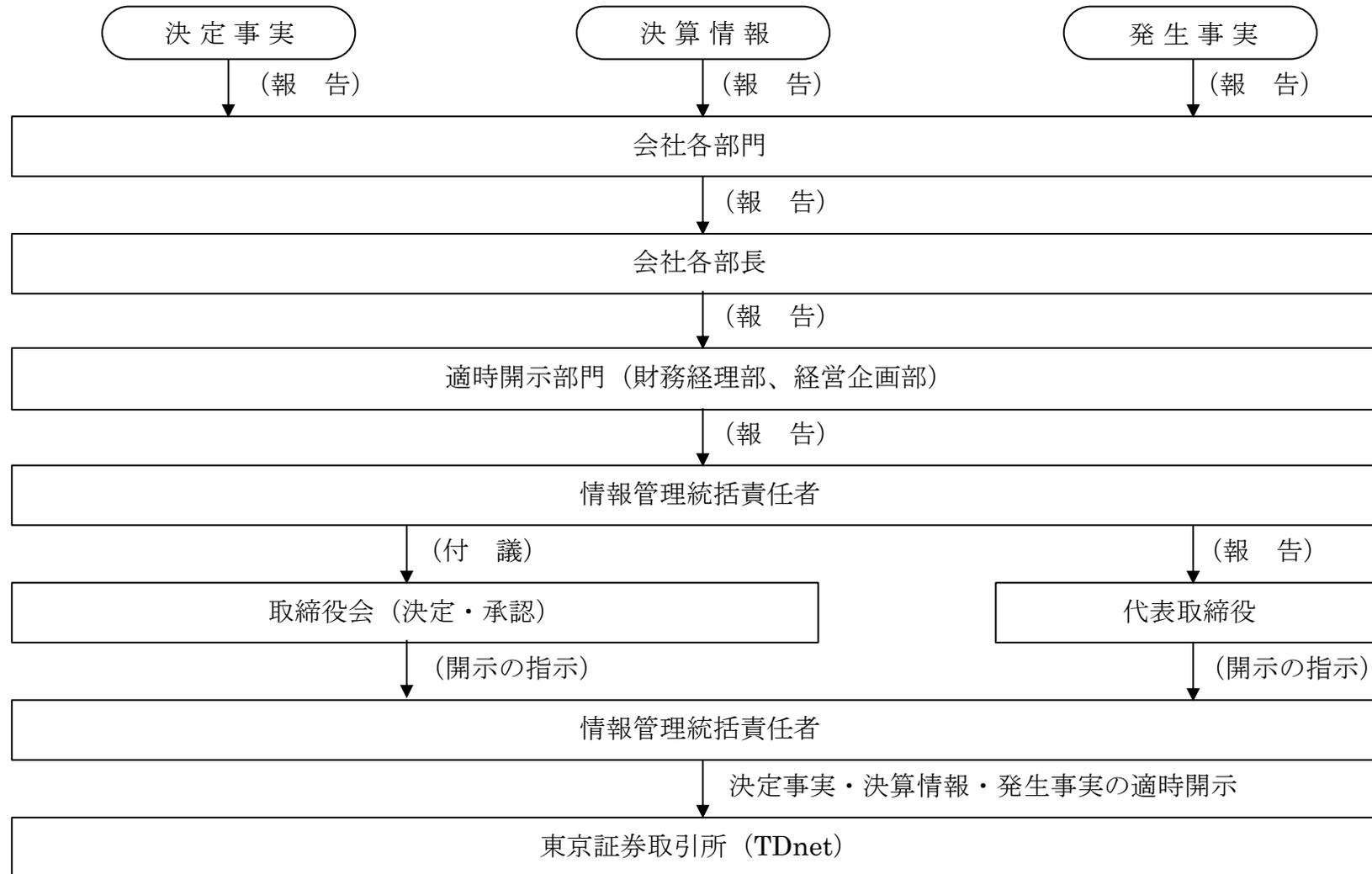
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】



(開示後、会社ウェブサイトのIRサイトにも速やかに公開)